

加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会 説明資料

「持続可能な物流の構築に向けた取組み」

- ・「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト(FSP)」について
- ・「持続可能な物流の実現に向けた検討会」について

2023年7月25日



一般社団法人 日本加工食品卸協会

報告内容

1. 「持続可能な物流の構築」に向けた対応

- ・「製配販3層の新たな取組み」
～フードサプライチェーン・
サステナビリティプロジェクト（FSP）～
- ・首都圏SM4社による共同宣言

2. 「持続可能な物流の実現に向けた検討会」

1. 「持続可能な物流の構築」に向けた対応

「製配販3層の新たな取組み」

～フードサプライチェーン・
サステナビリティプロジェクト（FSP）～

～「納品リードタイム延長問題」の振り返り～

- ・2019年7月 全日本トラック協会食料品部会から受注日翌日納品から翌々日納品へのリードタイム延長要望
- ・2019年9月 日食協「リードタイム（LT）延長化について」
- ・2020年6月 製・配・販連携協議会 ロジスティクス最適化WG
LT延長問題「基本的な考え方と取組の方向性」
- ・2020年12月 SBM8社と卸6社の共同ワーク開始
～
 - ・受注締め時間後倒しの実証実験
- ・2021年10月 ・製配販各層が取り組むべき施策を取りまとめ

製配販各層が取り組むべき施策～持続可能な物流実現のための施策

「持続可能な加工食品物流」の構築を進める上で、製配販各層が取り組むべき施策」

【製（メーカー）】

- リードタイム延長を前提とした受注締め時間の後倒しの取組み（第1ステップ：13時受注）
- リードタイム延長実施と合わせた、柔軟な緊急対応の許容

【配（卸 店）】

- メーカー発注の原則EDI化、緊急対応等、負荷業務の抑制
- リードタイム延長に伴う需要予測精度向上に努める
- リードタイム延長による一定の在庫増加リスクへの柔軟な対応

【販（小売業）】

- 賞味期間180日以上の商品について、納入期限を賞味期間2分の1 残しへの統一化
- 小売⇒卸間での定番発注締時間の前倒し
- 特売、新商品の適正リードタイム日数確保と計画数量化・追加の抑制

「FSP会議」の構成団体

（小売業）

- ・ 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会（JSA）
- ・ 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会（NSAJ）
- ・ オール日本スーパーマーケット協会（AJS）

（卸売業）

- ・ 一般社団法人 日本加工食品卸協会（NSK）

（製造業）

- ・ 食品物流未来推進会議（SBM）
味の素、カゴメ、キッコーマン食品、キューピー、
日清オイリオ、日清製粉ウェルナ、ハウス、ミツカン

持続可能な物流実現のための施策

検討テーマ

- ① 店舗納品期限「2分の1 残し」への統一化と、それを前提としたメーカー・卸間納品期限のルール化
- ② 3層間の最適連携を目指す、小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締めめの時間調整
- ③ 特売・新商品の確定数量化を可能にする、適正納品リードタイムの確保

小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注時締め時間調整

現状	1日目		2日目		3日目	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM
小売		発注		発注		
卸売		受注		受注		
	発注		入荷【予測 2 回分】			
メーカー	受注		↑			

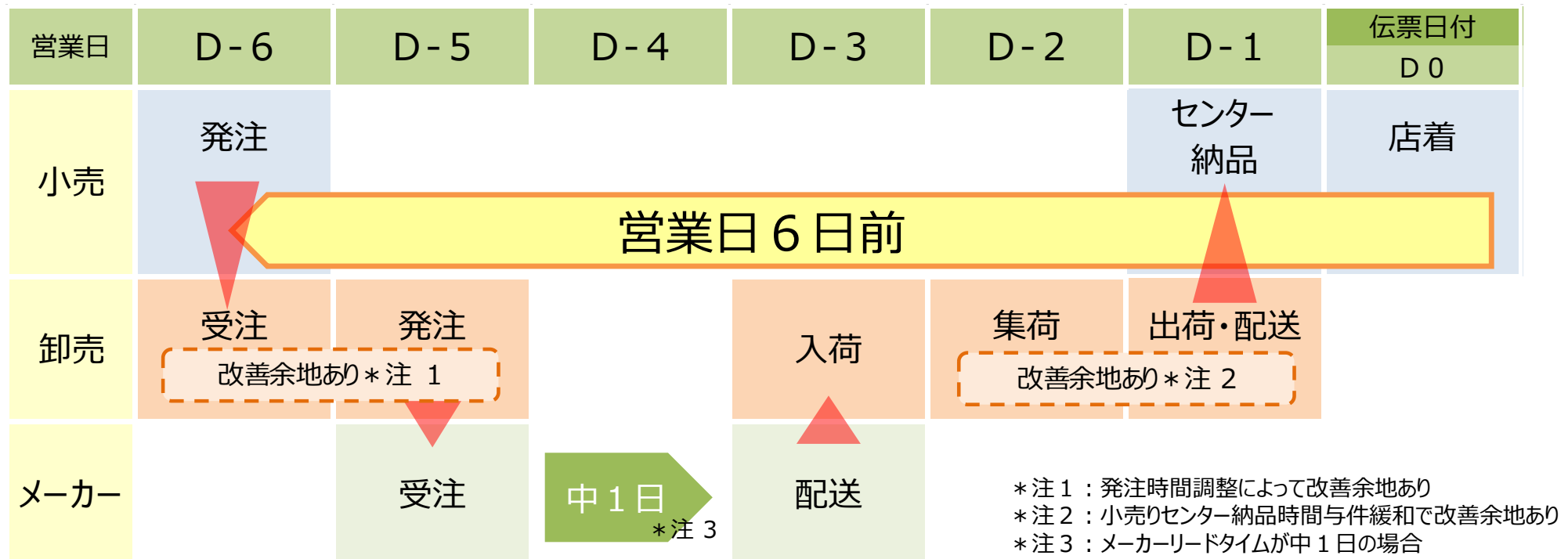
LT 2 日延長 時間調整なし	1日目		2日目		3日目	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM
小売		発注		発注		発注
卸売		受注		受注		受注
	発注				入荷【予測 3 回分】	
メーカー	受注				↑	

アクション 発注締め時間調整	1日目		2日目		3日目	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM
小売	発注		発注		発注	
卸売	受注		受注		受注	
	後倒し	発注			入荷【予測 2 回分】	
メーカー		受注			↑	

特売・新商品受注の「現状」と「理想とする計画発注（営業日 6 日前）運用」

【現状】・特売LT不足と追加の常態化により卸は予測在庫となり、故に誤差が欠品・ロス在庫の要因となる
・初回発注数の精度向上と追加ルールの明確化が課題

【特売・新商品 理想運用】・特売・新商品注文（追加含む）の営業日 6 日前数量確定発注
・初回発注数精度を向上させ、極力追加の発注を抑える



小売からの特売・新商品注文の営業日 6 日前受信により、休日を加味した場合においても、
メーカー・卸とも安定した車両確保・商品供給が可能となる
※特売期間の追加が発生した場合も営業日 6 日間のリードタイムを確保する

首都圏SM4社による持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言

1. 日時、会場

2023年3月16日(木) 帝国ホテル東京 2階蘭の間

2. 出席者

サミット、マルエツ、ヤオコー、ライフ、
食品物流未来推進会議、日本加工食品卸協会、
農林水産省、経済産業省、日本スーパーマーケット協会
報道機関54社

3. 発表内容

(1) 持続可能な食品物流構築に向けた取り組み宣言

【取り組み】

- ①加工食品における定番商品の発注時間の見直し
- ②特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保
- ③納品期限の緩和(1/2ルールを採用)
- ④流通BMSによる業務効率化

(2)「首都圏SM物流研究会」発足

- ①発足日: 3月16日(木)
- ②参加企業: サミット、マルエツ、ヤオコー、ライフ

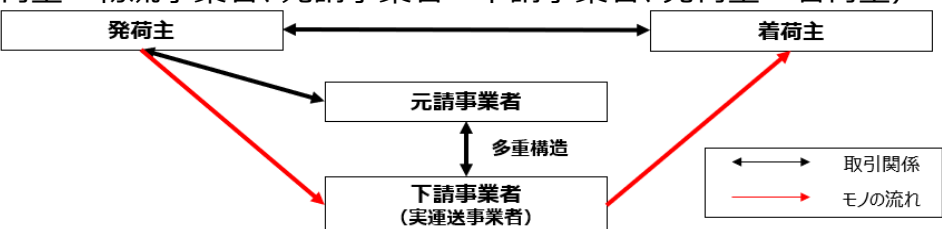


2. 「持続可能な物流の実現に向けた検討会」

持続可能な物流の実現に向けた検討会（概要）

- 人口減少に伴う労働力不足による需給バランスのギャップに加え、2024年から施行されるトラックドライバーの時間外労働時間規制（物流の「2024年問題」）、燃料高・物価高の影響を踏まえ、**着荷主を含む荷主や一般消費者を含め、取り組むべき役割を再考し、物流を持続可能なものとするための検討会を2022年9月から開催。**（事務局：経産省・国交省・農水省）。

■ 論点

- ①労働時間規制による物流への影響
- ②物流の危機的状況に対する消費者や荷主企業の理解が不十分
- ③非効率な商慣習・構造是正、取引の適正化
（発荷主～物流事業者、元請事業者～下請事業者、発荷主～着荷主）

- ④着荷主の協力の重要性
- ⑤物流標準化・効率化（省力化・省エネ化・脱炭素化）の推進に向けた環境整備

＜委員＞

大島 弘明	株式会社N X総合研究所 取締役
小野塚征志	株式会社ローランド・ベルガー パートナー
北川 寛樹	アクセンチュア株式会社 製造・流通本部 マネジング・ディレクター
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会 理事
首藤 若菜	立教大学 経済学部 教授
高岡 美佳	立教大学 経営学部 教授
根本 敏則	敬愛大学 経済学部 教授
二村真理子	東京女子大学 現代教養学部 教授
北條 英	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事
矢野 裕児	流通経済大学 流通情報学部 教授

＜事務局＞

経済産業省	商務・サービスグループ 物流企画室
国土交通省	総合政策局 物流政策課
国土交通省	自動車局 貨物課
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

＜オブザーバー＞

荷主・物流事業者団体（25団体）等

■ スケジュール（想定）

2022年9月2日に第1回を開催。

2023年2月を目途に中間取りまとめを行い、業界ヒアリング等を踏まえ、2023年5～6月に最終取りまとめを行う。

【参考】「持続可能な物流の実現に向けた検討会」構成員

■ 委員

- (座長) 根本 敏則 敬愛大学 経済学部 教授
- ・ 大島 弘明 株式会社N X総合研究所 取締役
 - ・ 小野塚征志 株式会社ローランド・ベルガー パートナー
 - ・ 北川 寛樹 アクセンチュア株式会社 製造・流通本部
マネジング・ディレクター
 - ・ 河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事
 - ・ 首藤 若菜 立教大学 経済学部 教授
 - ・ 高岡 美佳 立教大学 経営学部 教授
 - ・ 二村真理子 東京女子大学 現代教養学部 教授
 - ・ 北條 英 公益社団法人日本ロジスティクスシステム
協会 理事
 - ・ 矢野 裕児 流通経済大学 流通情報学部 教授

■ 事務局

- ・ 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室
- ・ 国土交通省 総合政策局 物流政策課
- ・ 国土交通省 自動車局 貨物課
- ・ 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

■ オブザーバー

○ 行政

- ・ 公正取引委員会 経済取引局 取引部 企業取引課
- ・ 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
- ・ 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
- ・ 国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室
- ・ 国土交通省 鉄道局 総務課 貨物鉄道政策室
- ・ 国土交通省 海事局 内航課
- ・ 国土交通省 港湾局 計画課 企画室

○ 業界団体（25団体）

石油化学工業協会、石油連盟、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、
一般社団法人全国清涼飲料連合会、全国農業協同組合連合会、
全日本交通運輸産業労働組合協議会、公益社団法人全日本トラック協会、
公益社団法人鉄道貨物協会、一般社団法人日本化学工業協会、
一般社団法人日本加工食品卸協会、一般社団法人日本経済団体連合会、
日本小売業協会、一般社団法人日本自動車工業会、日本商工会議所、
一般社団法人日本スーパーマーケット協会、日本製紙連合会、
一般社団法人日本倉庫協会、日本チェーンストア協会、
公益社団法人日本通信販売協会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、
一般社団法人日本電機工業会、日本内航海運組合総連合会、
一般社団法人日本物流団体連合会、
一般社団法人日本マテリアルフロー研究センター、
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会

持続可能な物流の実現に向けた検討会 中間取りまとめ（抜粋）

3. 課題を踏まえた政策の方向性について

- 物流が抱える諸課題の解決のために、政府においては、事業者が取り組むべき事項について、多くのガイドライン等を策定してきているものの依然解決されておらず、2024年を前に諸課題が先鋭化・鮮明化している状況となっている。
- ガイドライン等についてインセンティブ等を打ち出して有効に機能するようにするとともに、類似の法令等を参考に、規制的措施等、より実効性のある措置も検討すべき。
- 物流事業者が提供価値に応じた適正対価を収受するとともに、物流事業者の構造改革・生産性向上を図り、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会の「三方良し」を目指す。

（1）荷主企業や消費者の意識改革について（略）

（2）物流プロセスの課題の解決に向けて

- ①待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置の検討
- ②契約条件の明確化、多重下請構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置の検討
- ③物流コスト可視化の検討
- ④貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等及び標準的な運賃に係る延長等所要の対応の検討
- ⑤トラックドライバーの賃金水準向上に向けた環境整備の検討

（3）物流標準化・効率化（省力化・省エネ化・脱炭素化）の推進に向けた環境整備（略）

発荷主事業者に対する措置（１）

- 「待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」に関し、省エネ法を参考として、引き渡す貨物の量が一定規模以上の発荷主事業者に対して中長期計画の作成・提出と報告義務を設けることが考えられる。

	【参考】省エネ法（荷主）	新規措置案
発荷主事業者に対する措置	① 政府は、荷主の省エネの判断基準を提示 ※エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする ② 政府は、特定荷主（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定荷主による省エネの中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定荷主による省エネの取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定荷主に対する政府の勧告・命令	① 政府は、発荷主事業者の物流生産性向上（物流負荷軽減）の判断基準を提示 ② 政府は、特定発荷主事業者（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定発荷主事業者に対する政府の勧告・命令

中間取りまとめ「検討素案」についての日食協見解

1. 特定荷主の対象範囲

- ・「3000万トンキロ以上」では対象範囲が狭く、当事者が少なすぎるため、対象範囲を広げる必要がある。
- ・着荷主での立場でトンキロを把握するのは困難である。

2. 個社を規制することについて

- ・物流問題の解決はサプライチェーン全体の協力・連携によって実現するものであり、個社の規制では全体最適よりも個別最適が優先されることが懸念される。（現状進められている製配販連携の阻害要因にならぬことを願う）

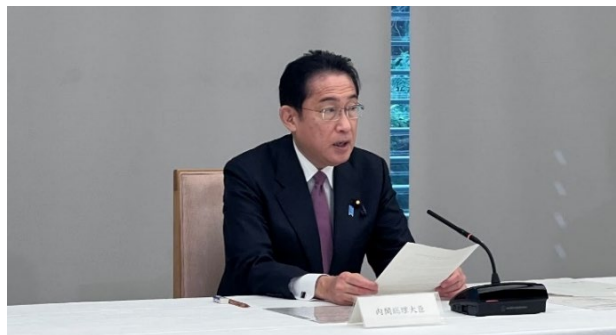
3. 定量的目標の設定について

- ・省エネ法のように明確な目標設定のイメージが持てないが、発着荷主、物流事業者が共有できる目標が望ましい。
- ・省エネ法の「原単位」に相当する指標が必要であり、課題解決策実行により得た定量効果を客観的に評価する必要がある。

4. 取組状況の報告において、過度な事務負担になることを懸念

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について （経済産業省資料より抜粋）

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。**
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた**「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。**



■ 総理指示（令和5年3月31日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

＜構成員＞

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全担当）
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。



「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定（令和5年6月2日）

「物流革新に向けた政策パッケージ」

ー 6月2日の関係閣僚会議にて取りまとめ

1. 具体的な施策

(1) 商慣行の見直し

ー 荷待ち・荷役時間の削減、納品期限、多重下請構造、等

(2) 物流の効率化

ー 物流DX推進、物流標準化、速度規制引上げ、共同輸配送

(3) 荷主・消費者の行動変容

ー 荷主経営者層の意識改革、消費者の意識改革・行動変容を促す

2. 当面の進め方

(1) 2024年初 ・通常国会での法制化を含めた規制的措置の具体化

(2) 2023年末 ・再配達率「半減」に向けた対策

・業界・分野別の自主行動計画の作成・公表

・2030年に向けた政府の中長期計画の策定・公表

(3) 速やかに ・規制的措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）

（経済産業省資料より）

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・**荷待ち・荷役作業等時間**
- ・物流の改善提案と協力
- ・**2時間以内ルール/1時間以内努力目標**
- ・運送契約の書面化 等

（2）実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化・荷役作業時の安全対策 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

（2）実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

3. 着荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

（2）実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

（1）実施が必要な事項

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ○共通事項 | ○個別事項（運送モード等に応じた事項） |
| ・業務時間の把握・分析 | ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 |
| ・長時間労働の抑制 | ・トラック運送業における多重下請構造の是正 |
| ・運送契約の書面化 等 | ・「標準的な運賃」の積極的な活用 |

（2）実施することが推奨される事項

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ○共通事項 | ○個別事項（運送モード等に応じた事項） |
| ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 | ・倉庫内業務の効率化 |
| ・賃金水準向上 | ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 |
| | ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等 |

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。



 一般社団法人 日本加工食品卸協会